



利用者負担額等について（答 申）

令和元年 7 月 11 日

羽村市子ども・子育て会議

利用者負担額等について（答申）

平成30年7月20日付、羽子子発第5541号をもって貴職から諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、諮問事項について結論を得たので、ここに答申する。

令和元年7月11日

羽村市長 並木 心 様

羽村市子ども・子育て会議

| | | |
|-----|-----|-----|
| 会 長 | 松 本 | 多加志 |
| 副会長 | 近 藤 | 弘 |
| 委 員 | 池 田 | 文 子 |
| | 小 林 | 浩 一 |
| | 小 山 | 紗和子 |
| | 鈴 木 | 香奈子 |
| | 関 口 | 英 代 |
| | 高 橋 | 知津子 |
| | 中 野 | 良 次 |
| | 西 本 | 真莉子 |
| | 西 山 | 豪 一 |
| | 堀 川 | 芳 江 |
| | 松 尾 | 紀 子 |
| | 山 崎 | 亮 |

吉 田 美 鈴
(五十音順)

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額について | 2 |
| (1) 現状 | 2 |
| (2) 審議経過 | 2 |
| (3) 結論 | 3 |
| 2 学童クラブ育成料について | 7 |
| (1) 現状 | 7 |
| (2) 審議経過 | 7 |
| (3) 結論 | 7 |
| 3 付帯意見 | 8 |
| 資料編 | 9 |
| 1 諮問書 | 10 |
| 2 子ども・子育て会議委員名簿 | 11 |
| 3 子ども・子育て会議の審議経過 | 12 |
| 4 主な検討資料 | 13 |

(1) 利用者負担額関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

(2) 学童クラブ育成料関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

はじめに

羽村市子ども・子育て会議は、羽村市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長の付属機関として平成25年8月に設置され、以来、子ども・子育て支援事業計画の策定、計画事業の点検・評価、教育・保育施設の利用定員の設定など、市が実施する子ども・子育て支援に関する施策の重要事項について調査、審議を行ってきた。

平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度では、幼児教育・保育に係る利用者負担額は、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされており、現行の利用者負担額は、新制度への移行の際に市長から受けた諮問に対する当会議からの答申を踏まえ、移行前の負担水準を基本として市が定めたものである。

また、学童クラブ育成料についても、新制度による影響を受けるものではないが、学童クラブは、新制度において「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置付けられていることから、利用者負担額と同様に、従前の額を据え置いているのが現状である。

この度、改めて、子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額及び学童クラブ育成料について市長から諮問を受けたところ、当会議では、利用者負担額等に係る現状と課題、負担水準、コスト比較など、市から提示された資料をもとに、公平で中立な立場から慎重に審議を進め、後述のとおり結論を得た。

1 子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額について

(1) 現状

子ども・子育て支援新制度においては、認可保育園、認定こども園、新制度に移行した幼稚園等を利用するにあたり、子どもの年齢や保育の必要性により分類される区分毎に認定を受ける必要がある。

認定は、1号から3号に区分され、保護者は、市から教育または保育の必要性の認定を受けた上で、認定区分ごとに市が定める利用者負担額を、所得に応じて負担している。

市における利用者負担額については、1号認定は、新制度に移行しない幼稚園の利用者負担額との均衡も考慮した結果、国が定める市民税を算定根拠とする利用者負担額をそのまま準用している。また、2号及び3号認定は、新制度移行による利用者への影響を考慮し、移行前と同様に所得税を算定根拠とする運用を継続している。

(2) 審議経過

改正子ども・子育て支援法の成立により、本年10月1日から幼児教育・保育の無償化（以下、「無償化」という。）が実施され、1号又は2号認定が必要となる認可保育園、認定こども園、新制度に移行した幼稚園等を利用する3歳から5歳の子どもに係る利用者負担額については無償となることから、0歳から2歳の保育認定である3号認定の利用者負担額についてのみ審議を行うこととした。

審議にあたっては、適正な負担水準、利用者への影響、市の財政状況等を

総合的に勘案しながら慎重に検討を行った。

(3) 結論

3号認定の利用者負担額について、以下のとおり見直すことが適当である。

- ① 利用者負担額については、現行の負担水準を維持することを基本としつつ、一部の階層における間差を平準化する。**

【理由】

都内の多くの自治体では、利用者負担額の国基準徴収額に対する割合（以下、「負担割合」という。）が概ね50%程度となるよう利用者負担額を設定しており、多摩26市における2号認定と3号認定を合わせた負担割合を見ると、平成29年度決算ベースで、平均50.1%となっている（羽村市は45.4%）。

一方、今回見直しを検討する3号認定のみの負担割合を見ると、平成29年度決算ベースで、多摩26市の平均は54.5%となっている（羽村市は49.9%）。

市における負担割合を見ると、いずれも多摩26市の平均を下回っているが、都内の自治体が指標とする負担割合が概ね50%程度であるということから見れば、市の3号認定に係る負担割合は適正な水準にあると言え、むしろ50%を大きく超過している自治体では、今後、無償化を契機に負担割合を引き下げることとも想定されるものである。

また、今般の無償化により、1号及び2号認定の利用者負担額が無償となる中で、3号認定のみ負担割合を引き上げることは、利用者の理解を得ることは非常に困難である。

以上のことを総合的に勘案すると、少なくとも現時点においては、負担割合を引き上げる合理性は低いと考えられることから、当会議では、現行の負担水準を維持することが適当と判断した。

なお、その際、受益者負担のより一層の適正化の観点から、一部の階層における間差を平準化することが望ましい。

② 算定基準について、所得税による算定から市民税による算定に切り替える。

【理由】

算定基準を市民税とした場合、市役所内の情報連携を利用して市民税課税情報を市が取得することができることから、所得税による算定の場合に必要なとされた源泉徴収票等の所得税課税関係書類の添付が不要となり、利用者の負担が軽減されるというメリットがある。

また、事務処理上においても、利用者負担額の決定にあたり、より正確な世帯所得を把握することが可能となることに加え、国が実施する利用者負担額の負担軽減施策等はすべて市民税ベースであることから、市では、その都度、所得税から市民税への変換作業を行っているのが現状であるが、市民税を算定基準とすることにより、この変換作業は不要となり、事務処理の効率化が期待できる。

以上のことから、当会議では、利用者負担額の算定基準について、所得税による算定から、市民税による算定に切り替えることが適当と判断した。

③ 保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担額については、国が示す基準通り、保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額の△1.7%とする。

【理由】

保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担額については、国の基準では、各施設に支給する公定価格の違いを反映し、保育標準時間認定の利用者負担額に100分の98.3を乗じて得た額と定められている。

現行の市の保育短時間認定の利用者負担額についても、国基準と同様の考え方にに基づき設定していることから、当会議では、切り替え後においても保育標準時間認定の利用者負担額の△1.7%とすることが適当と判断した。

④ 見直しの実施時期は、令和2年4月1日とする。

【理由】

利用者負担額は、無償化の内容を勘案して検討する必要があると考え、当会議では、見直しの時期は、無償化実施後、直近の年度始まりからとすることが適当と判断した。

利用者負担額徴収基準表（見直し案）

（単位：円）

| 階層区分 | | 定義 | 3歳未満児 | |
|------|---------------------------|---------------------------|--------|--------|
| | | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| A階層 | | 生活保護世帯等 | 0 | 0 |
| B階層 | | A階層を除き市区町村民税非課税世帯 | 0 | 0 |
| C階層 | | 市区町村民税のうち均等割のみの世帯 | 3,800 | 3,700 |
| D階層 | 1 | 市民税所得割額が15,000円未満の世帯 | 5,200 | 5,100 |
| | 2 | 〃 15,000円以上29,100円未満の世帯 | 6,400 | 6,200 |
| | 3 | 〃 29,100円以上39,000円未満の世帯 | 7,600 | 7,400 |
| | 4 | 〃 39,000円以上48,600円未満の世帯 | 8,800 | 8,600 |
| | 5 | 〃 48,600円以上57,700円未満の世帯 | 10,200 | 10,000 |
| | 6 | 〃 57,700円以上69,200円未満の世帯 | 11,800 | 11,500 |
| | 7 | 〃 69,200円以上77,101円未満の世帯 | 13,400 | 13,100 |
| | 8 | 〃 77,101円以上87,000円未満の世帯 | 15,000 | 14,700 |
| | 9 | 〃 87,000円以上97,000円未満の世帯 | 16,800 | 16,500 |
| | 10 | 〃 97,000円以上109,100円未満の世帯 | 18,600 | 18,200 |
| | 11 | 〃 109,100円以上126,800円未満の世帯 | 20,800 | 20,400 |
| | 12 | 〃 126,800円以上148,000円未満の世帯 | 23,000 | 22,600 |
| | 13 | 〃 148,000円以上169,000円未満の世帯 | 25,200 | 24,700 |
| | 14 | 〃 169,000円以上193,000円未満の世帯 | 27,400 | 26,900 |
| | 15 | 〃 193,000円以上219,000円未満の世帯 | 29,600 | 29,000 |
| | 16 | 〃 219,000円以上245,000円未満の世帯 | 31,800 | 31,200 |
| | 17 | 〃 245,000円以上272,000円未満の世帯 | 34,000 | 33,400 |
| | 18 | 〃 272,000円以上301,000円未満の世帯 | 36,200 | 35,500 |
| | 19 | 〃 301,000円以上350,000円未満の世帯 | 38,400 | 37,700 |
| | 20 | 〃 350,000円以上397,000円未満の世帯 | 40,600 | 39,900 |
| 21 | 〃 397,000円以上500,000円未満の世帯 | 42,800 | 42,000 | |
| 22 | 〃 500,000円以上の世帯 | 45,000 | 44,200 | |

2 学童クラブ育成料について

(1) 現状

羽村市が事業主として実施している 12 の公立学童クラブは、市が利用者負担を育成料として定め、保護者からは月額育成料のほか、延長育成料、おやつ代の実費を徴収しており、育成料は世帯収入等の状況や同一世帯で 2 人以上の児童が入所している場合は育成料の減免を行っている。

また、これらの公立学童クラブのほかに、5 つの幼稚園や保育園では、認可を受けずに事業を実施する自主学童クラブを運営しており、利用者負担については、それぞれの事業主が定めている。

なお、公立学童クラブの育成料については、多摩 26 市の育成料と比較すると下から 2 番目に低く、平成 11 年に設定して以来改定を行っていない。

(2) 審議経過

学童クラブ育成料についても、保育料同様に適正な負担水準、利用者への影響、コスト比較等を総合的に勘案し慎重に検討を行った。

(3) 結論

現行の学童クラブ育成料の額を据え置くことが適当である。

【理由】

会議では、学習指導や体験学習など保育内容の充実や、児童の安全確保のための支援員の増員等、質の更なる向上のためには育成料を引き上げて良いのではないかとの意見も出された。

しかし、利用料を徴収している全国の学童クラブの平均月額利用料金の状況を見ると、市の学童クラブ育成料は、最も分布が多い料金帯に属していること、また、利用者の負担率は他市と比較して高い水準にあることなどから、幼児教

育の無償化も予定されている現在の社会状況下においては、現行の育成料の額を据え置くことが適当と判断した。

3 付帯意見

今回の答申では、現行の負担水準に一定の妥当性が確認できたこと、また、無償化による影響が十分見通せない現状において、適切な利用者負担額を設定することは困難であると判断したことから、利用者負担額、学童クラブ育成料ともに現行の負担水準を維持することが適当との結論を導き出したところである。

しかし、審議の過程においては、他市の負担水準、提供体制の確保・充実、市の財政状況等を踏まえた受益者負担の適正化の観点から、現行の負担割合を引き上げることも検討すべきとの意見も出されていた。

こうした意見を考慮し、当会議では、社会・経済情勢の変化、無償化実施後の各市の利用者負担額見直しの動向等を踏まえ、なるべく早期に、改めて利用者負担額等の検証を行う必要がある旨、意見を付すものである。